

令和7年4月1日作成

「障害者福祉のしおり」の変更箇所

制度改正等に伴う掲載内容等の変更箇所をご案内します。

① 対象者、窓口、内容等の変更

該当箇所	変更前	変更後
P18 「障害者相談員」	●身体障害者相談員 石神井 関口 方子 <u>ショートメールおよびFAXにて相談。</u>	●身体障害者相談員 石神井 関口 方子 <u>FAXでの相談のみに変更。</u>
P19 「障害者相談員」	●精神障害者相談員 <u>渡邊 ミツ子</u> <u>070-3797-8264</u>	<u>辞退</u>
P41 「難病等の対象疾病の拡大」	<u>令和6年4月1日から、369疾病に拡大されています。</u> 【追記】	<u>令和7年4月1日から、376疾病に拡大されています。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>LMNB1 関連大脳白質脳症</u> ・<u>PURA 関連神経発達異常症</u> ・<u>極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症</u> ・<u>乳児発症 STING 関連血管炎</u> ・<u>原発性肝外門脈閉塞症</u> ・<u>出血性線溶異常症</u> ・<u>ロウ症候群</u>
P55 「補装具費の支給」の「種目一覧」の表	<u>座位保持装置</u>	<u>姿勢保持装置</u>
P57 「医療費（自己負担額）」 【更生医療】 【育成医療】 【精神通院医療】	●低所得1の対象となる世帯 区民税非課税世帯で保護者それぞれの年収が <u>80万円以下</u>	●低所得1の対象となる世帯 区民税非課税世帯で保護者それぞれの年収が <u>80万9千円（令和7年6月末まで80万円）以下</u>
P63 「日常生活用具の給付」 「住宅設備改善費の給付」	●内容 なお、区民税所得割額が46万円以上の方が世帯員（本人含む）にいる場合は対象外になります（ <u>世帯の範囲は補装具費の支給と同様。</u> （→56 ページ））	●内容 なお、 <u>18歳以上の方は、区民税所得割額が46万円以上の方が世帯（本人および配偶者）</u> にいる場合は対象外になります。

該当箇所	変更前	変更後
P74 「心身障害者福祉手当(区制度)」	④区の指定する難病の方で難病医療費助成(→84ページ)の受給者証をお持ちの方	④区の指定する難病の方で難病医療費助成(→85ページ)の受給者証をお持ちの方
	※指定難病について詳しくは東京都福祉保健医療局のホームページをご覧ください。	※指定難病について詳しくは東京都保健医療局のホームページをご覧ください。
P86~88 「難病医療費助成」 対象疾病	令和6年10月1日現在 【国指定難病(341疾病)】	令和7年4月1日現在 【国指定難病(348疾病)】
	●名称変更 63 特発性血小板減少性紫斑病 154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	●名称変更 63 免疫性血小板減少症 154 睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
	【追記】	342 LMNB1 関連大脳白質脳症 343 PURA 関連神経発達異常症 344 極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 345 乳児発症 STING 関連血管炎 346 原発性肝外門脈閉塞症 347 出血性線溶異常症 348 口ウ症候群
P93 「タクシー券(福祉タクシー)」	●対象 ※障害者本人(20歳未満の方は保護者)の所得が所得制限基準額(→84ページ注11)を超える方	●対象 ※障害者本人が20歳以上の場合で、本人の所得が制限基準額(→84ページ注11)を超える方
P93 「リフト付福祉タクシー」	●窓口 ※精神障害者保健福祉手帳を持っている方は、障害者サービス調整担当課障害調整係(電話03-5984-1456)	●窓口 ※精神障害者保健福祉手帳を持っている方は保健予防課精神保健係(電話03-5984-4764)
P94 「心身障害者(児)紙おむつの支給」	●支給制限 ※対象者本人(20歳未満の方は保護者)の所得が所得制限基準額(→84ページ注11)を超える方	●支給制限 ※対象者本人が20歳以上の場合で、本人の所得が制限基準額(→84ページ注11)を超える方

該当箇所	変更前	変更後
P115 「有料道路交通料」	【追記】	令和7年3月24日以降にマイナ免許証を使用している場合には、マイナポータル照会またはマイナ免許証読み取りアプリから照会した免許情報を印刷したものをお持ちください。
P117 「NHK 放送受信料（証明書の交付）」	●申請 NHK 営業サービス(株)東京東事業所 電話 03-3984-6731 〒171-8504 豊島区西池袋 1-11-1 メトロポリタンプラザビル 15F	●申請 NHK 営業サービス(株)東京東事業所 電話 03-5539-3400 〒163-6027 新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27F
P152 「企業実習奨励金」	●対象 区内在住の障害のある方で、施設や就労支援事業を行う団体等に在籍し、就労を目指している方	●対象 以下のすべてを満たすこと。 ① 練馬区の区域内に住所を有し、かつ、現に居住している障害のある方 ② 障害者支援施設や就労支援事業を行う団体に在籍または登録している方 ③ 障害者支援施設等で作成される個別支援計画書に就労支援に取り組むことが明記されていること
	【追記】	●内容 勤務先または実習先等から賃金、謝礼金、交通費、訓練手当等が支給されている場合は、その差額とします。
P157 「居住支援（保証機関利用による保証）」	●対象 区内に引き続き2年以上お住まいで、つぎの①から③のいずれかに該当し、保証人が見つからないために、民間賃貸住宅への入居が困難な方	●対象 区内に引き続き2年以上（④の世帯を除く）お住まいで、つぎの①から④のいずれかに該当し、保証人が見つからないために、民間賃貸住宅への入居が困難な方
	[新設]	●対象 ④要配慮者世帯 ①から③までに掲げる世帯以外であって、住居の確保が困難な事情がある世帯

該当箇所	変更前	変更後
P157 「居住支援（保証機関利用による保証）」	●内容 支払った保証料の <u>1／2の金額</u> (上限2万円)を助成します。	●内容 支払った保証料の <u>3／4の金額(上限3万円)</u> を助成します。
	●窓口 ③ 総合福祉事務所 相談係(→9ページ)	●窓口 ③、④ 総合福祉事務所 相談係(→9ページ)
P159 「自動車燃料費の助成」	●対象 ※上記対象者であっても、 <u>障害者本人(20歳未満の方は保護者)</u> の所得が制限基準額(→84ページ 注11)を超える方	●対象 ※上記対象者であっても <u>障害者本人が20歳以上の場合</u> で、本人の所得が制限基準額(→84ページ 注11)を超える方

② 各種手当・支給額等の変更

つぎの手当等の金額が変更されます。

詳細は、各窓口・問合せ先へ確認ください。

・令和7年4月以降変更

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当(P72～73)

特別児童扶養手当(P76)

児童扶養手当(P77)

障害基礎年金、特別障害給付金(P80～81)

・令和7年8月以降変更

日常生活用具の給付種類等一覧表のストマ装具限度額(P67)

③ 実施回数の変更

令和7年4月以降、つぎの事業の実施回数が変更となります。

詳細は、問合せ先へ確認ください。

重症心身障害児(者)等在宅レスパイトおよび当該家族の就労等支援事業(P69)

変更前	変更後
●実施回数 利用者1人につき1年度の間に <u>144時間</u> を上限	●実施回数 利用者1人につき1年度の間に <u>288時間</u> を上限